

【資料第2号】

平成29年度「滋賀食肉センター情報処理・管理システム構築業務」契約書（案）

この契約について、委託者 公益財団法人滋賀食肉公社 を甲とし、請負者 を乙として次の条項により契約を締結し、法令を順守して、信義に従い、設計図・仕様書・見積書等（以下、別に定める設計図・仕様書・見積書等を「設計図書」という。）に基づいて、誠実に履行するものとする。

（契約金額）

第1条 乙は、甲に次の契約金額をもって、設計図書にもとづき本契約を締結する。

契約金額 円（うち消費税および地方消費税の額 円）

- 本条1項の消費税および地方消費税の額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方消費税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。
- 契約金額は、設計図書において提示された総合的な金額であり、工期における日数や人件費、工事材料、機器の使用およびその燃料等その他一切の費用は、契約金額に統合されているものとして、甲乙の解釈を一致したうえで本契約は締結されるものとする。
- 検査および引渡し後において、第13条をはじめとして追加課金請求について、乙は、事前の協議や別段の定めがない場合、これについて請求することはできない。

（履行期間、納入場所および契約保証金）

第2条 履行期間、納入場所、瑕疵担保期間、契約保証金は、次の各号のとおりとする。

- 履行期間 着手 平成 年 月 日
完了 平成 年 月 日
- 納入場所 滋賀県近江八幡市長光寺町1089番地4 滋賀食肉センター
- 瑕疵担保期間 2年
- 契約保証金 免除

（契約金額の支払）

第3条 甲は、第18条に基づいた検査に合格した物品の引渡しを受けた後、乙の発行する適法な支払い請求書を受領した月の翌月末に契約金額を支払うものとする。

- 契約の目的物の所有権は、甲の乙に対する請負代金の支払いを完了したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 前金払および部分払は、原則としてこれを行わないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第5条 乙は、工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせることもしくは委任することはできない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、受任者または下請負人の名称、または請け負わせる委託業務の内容その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

(法令上の責任)

第6条 乙は、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

(特許権等の使用・権利の帰属)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 本契約により仕様書で指定する納入物のうち乙が従前から所有していた発明、考案等の工業所有権を受ける権利およびこれに関する著作権ならびに第三者が権利を有するソフトウェアの権利は、乙または当該第三者に帰属する。ただし、甲の仕様書に基づき新たに作成された部分については甲乙共有（持分均等）とする。

(発注者の協力義務)

第8条 乙がこの契約にもとづく指示・検査・試験・立会・確認・審査・承認・意見・協議などを求めたときは、甲は、すみやかにこれに応ずる。

2 甲は、甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事が乙の施工する工事と密接に関連する場合において、必要があるときは、それらの施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の施工が円滑に進捗し、完成するよう協力しなければならない。

(甲の代理人)

第9条 甲は、代理人をおくことができる。このときは、書面をもってその氏名を乙に通知する。

(現場代理人・監理技術者など)

第10条 乙は、現場代理人および作業現場における施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者または主任技術者ならびに専門技術者を定めなければならない。

- 2 現場代理人は、作業現場いっさいの事項を処理し、その責を負う。ただし、作業現場の取締・安全衛生・災害衛生または就業時間など工事現場の運営に関する重要な事項については、甲に通知する。
- 3 現場代理人は、乙の従事者に対して本契約の履行に必要な教育および啓発を行わなければならない。
- 4 乙の従事者は、法人名入りの名札を着用すること。
- 5 現場代理人・監理技術者または主任技術者および専門技術者は、これを兼ねることができる。

(支給材料・貸与品)

第11条 甲が支給する工事材料・設備の機器（以下「支給材料」という。）または貸与品がある場合は、あらかじめ甲の検査または試験に合格したものとす。

- 2 乙は、本条1項の検査または試験の結果について疑義のあるときは、その再検査または再試験を求めることができる。
- 3 乙は、支給材料または貸与品の引渡しを受けたのち、本条1項または本条2項の検査または試験により発見することが困難であったかくれた瑕疵が明らかになるなど、これを使用することが適当でないと認められる理由のあるときは、ただちにその旨を甲に通知し、その指示を求める。
- 4 支給材料または貸与品の受渡期日は工程表によるものとし、その受渡場所は、設計図書に別段の定めのないときは作業現場とする。
- 5 乙は、支給材料または貸与品について、善良な管理者として注意をもって保管し、使用する。
- 6 乙は、甲から貸与された書類またはその他の物件があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意または過失により滅失または毀損したときは、原状に復し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 支給材料の使用法または残材（有償支給材料の残材を除く。）の処置が、設計図書に別段の定めのないときは、甲の指示による。
- 8 不要となった支給材料（有償支給材料を除く。）または使用済みの貸与品の返還場所は、設計図書に別段の定めのないときは甲の指示による。

(工事の変更・工期の変更)

第12条 甲は、必要によって、乙に対し工事の追加もしくは変更または工期の変更について協議を申し入れることができる。

- 2 本条1項により、乙に損害を及ぼしたときは、乙は、甲に対してその補償を求めることができる。
- 3 乙は、甲の契約に別段の定めのあるほか、工事の追加・変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。延長日数は、甲乙が協議して定める。

(請負代金額の変更)

第13条 つぎの各号のいずれかに該当するときは、当事者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

- (1) 工事の追加・変更があったとき。
 - (2) 工期の変更があったとき。
 - (3) 第8条2項に従ったために増加費用が生じたとき。
 - (4) 支給材料・貸与品について、品目・数量・受渡時期・受渡場所または返還場所の変更があったとき。
 - (5) 契約期間内に予期することのできない法令の制定・改廃、経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- 2 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については内訳書の単価により、増加部分については時価による。
- 3 本条項以外の請負代金の変更については契約期間前ならびに契約期間中に、甲乙の協議において定めたものだけが成立する。

(設計の疑義・条件の変更)

第14条 甲が設計した場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、ただちに書面をもって甲に通知する。

- (1) 図面・仕様書の表示が明確でないとき、図面と仕様書とが一致しないとき、または図面・仕様書に誤りや漏れがあるとき。
 - (2) 図面・仕様書または甲の指示について、乙がこれによって施工することが適当でないと認めたとき。
 - (3) 工事現場の状態・地質・湧水・施工上の制約などについて、設計図書に示された施工条件が実際と相違するとき。
 - (4) 工事現場において、施行の支障となる予期することのできない事態が発生したとき。
- 2 甲は本条1項の通知を受けたとき、または自ら本条1項各号のいずれかに該当することを発見したときは、ただちに書面をもって乙に対して指示する。
- 3 本条2項の場合、工事の内容、工期または請負代金額を変更する必要があると認められるときは、甲乙が協議して定める。

(甲の立会い)

第15条 乙は、設計図書に甲の立会のうえ施工することを定めた工事を施工するときは、甲に通知する。

- 2 乙は、甲の指示があったときは、本条1項の規定にかかわらず、甲の立会なく施工することができる。

(図面・仕様書等の設計図書に適合しない施工)

第 16 条 施工について、図面・仕様書に適合しない部分があるときは、甲の指示によって、乙は、その費用を負担し、すみやかにこれを改造する。

2 次の各号のいずれかに該当することによって生じた図面・仕様書に適合しない施工については、乙は、その責を負わない。

(1) 甲の指示によるとき。

(2) 支給材料、貸与品、指定された材料・設備の機器の性質、または指定された施工方法によるとき。

(3) その他施工について甲の責に帰すべき理由によるとき。

3 本条 2 項のときであっても、施行について乙の故意または重大な過失によるとき、または乙がその適当でないことを知りながらあらかじめ甲に通知しなかったときは、乙は、その責を免れない。ただし、乙がその適当でないことを通知したにもかかわらず、甲が適切な指示をしなかったときはこの限りではない。

(部分使用)

第 17 条 契約の目的物の一部について、工事中であっても、甲は、乙の書面による同意を得て、これを使用することができる。この場合、甲の使用する部分の保管の責は甲が負う。

2 甲は、本条 1 項の部分使用により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を負担する。

3 部分使用につき、法令にもとづいて必要となる手続きは、甲が行う。また、手続きに要する費用は、甲の負担とする。

(検査および引渡)

第 18 条 甲は、乙から物品を納入した旨の通知を受けた日から 10 日以内に当該物品の検査を行うものとし、検査に合格した物品について、その引渡を受けるものとする。

2 乙は、実施した作業内容、従事した乙の使用人等の従事者名簿を記録し、遅滞なく甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

3 乙は、工事を完了したときは、甲に検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じて乙の立会のもとに検査を行う。

4 乙は、乙の責めに帰すべき原因で検査に合格しないときは、履行期間内または甲の指定する期間内に修補または改造して甲の検査をうける。

5 乙は、履行期間内または甲の指定する期間内に、甲の指示に従って仮設部の取払、後片付けなどの処置を行う。

6 本条 5 項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由がなく、なお行われなるときは、甲は、代わってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

(部分引渡)

第 19 条 工事の完成に先立って甲が契約の目的物の一部引渡を受ける場合は（以下、この場合の引渡を「部分引渡」といい、引渡を受ける部分を「引渡部分」という。）、契約書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、甲は、引渡部分に相当する請負代金額（以下「引渡部分相当額」という。）の確定に関する乙との事前協議を経たうえ、乙の書面による同意を得なければならない。

- 2 乙は、引渡部分の工事が完了したとき、設計図書に適合していることを確認し、甲に検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じ、乙の立会のもとに検査を行う。
- 3 本条 2 項の検査に合格しないとき、乙は、甲の指示に従って修補または改造して甲の検査をうける。
- 4 引渡部分の工事が本条 2 項または本条 3 項の検査に合格したとき、甲は、引渡部分相当額全額の支払いを第 3 条に基づいて完了すると同時に、その引渡をうけることができる。引渡部分の保管の責は甲が負う。
- 5 部分引渡につき、法令にもとづいて必要となる手続きは、甲が行う。また、手続きに要する費用は、甲の負担とする。

(損害の防止)

第 20 条 乙は、工事の完成引渡まで、自己の費用で、契約の目的物、材料・設備の機器または近接する工作物もしくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書と関係法令にもとづき、業務と環境に相応した必要な処置をする。

- 2 契約の目的物に近接する工作物の保護またはこれに関連する処置で、甲乙が協議して、本条 1 項の処置の範囲をこえ、請負代金額に含むことが適当でないと認めたものの費用は甲乙協議する。
- 3 乙は、災害防止などのため特に必要と認めたときは、あらかじめ甲の意見を求めて臨機の処置をとる。ただし、急を要するときは、処置をしたのち甲に通知する。
- 4 甲が必要と認めて臨機の処置を求めたときは、乙は、ただちにこれに応ずる。
- 5 本条 3 項または本条 4 項の処置の要した費用負担については、甲乙協議する。

(施工一般の損害)

第 21 条 工事の完成引渡までに、契約の目的物、材料・設備の機器、支給材料、貸与品、その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とし、工期は延長しない。

- 2 本条 1 項の損害のうち、つぎの各号のいずれかに該当する場合に生じたものは、甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる
 - (1) 甲の都合によって、着手期日までに工事に着手できなかったとき、または甲が工事を繰延もしくは中止したとき。
 - (2) 支給材料または貸与品の受渡が遅れたため、乙が工事の手待または中止をしたとき。
 - (3) 前払または部分払が遅れたため、乙が工事に着手せずまたは工事を中止したとき。

(4) その他甲の責に帰すべき事由によるとき。

(不可抗力による損害)

第 22 条 天災その他自然的または人為的な事象であつて、甲乙いずれにもその責を帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）によつて、出来形部分、仮設物、作業現場に搬入した材料・設備の機器（有償支給材料含む。）または工事中用機器について損害が生じたときは、乙は、事実発生後すみやかにその状況を甲に通知する。

2 本条 1 項の損害について、甲乙の認識として重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものの負担は、甲乙が協議して定める。

(不履行責任)

第 23 条 乙は、委託業務の履行において、契約条項または設計図書等に定められたとおり履行できなかったときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 甲は、本条 1 項の場合においてその理由が乙の責めに帰すると認められたときは、乙に対して、違約金を請求することができる。

3 前項の違約金の額は甲の査定額によるものとする。

(履行遅滞)

第 24 条 乙は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、遅延数量に相当する契約金額に対し、納入期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じて年 2.9 パーセントの割合で計算した金額を違約金として甲に支払うものとする。

2 本条 1 項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

3 甲は、本条 1 項の延滞違約金のあるときは、これを第 1 条の契約金額および第 2 条の契約保証金がある場合は当該金額から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

4 乙の責に帰すべき事由によるもので、履行期間後に業務を完了する見込みがあると認めるときは、甲は本条 1 項の違約金を付して履行期間を延長することができる。

5 乙は、甲の支払請求の著しい遅滞がある場合は、契約の目的物の引渡を拒否することができる。

(第三者の賠償)

第 25 条 施工のため乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。

2 本条 1 項の規程にかかわらず、施行について乙が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音・振動などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担する。

3 本条 1 項または 2 項の場合、その他施工について第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理解決にあたる。ただし、乙だけで解決し難いときは、甲は、乙に協力する。

- 4 契約の目的物にもとづく日照障害・風害・電波障害その他甲の責に帰すべき事由により、第三者との間に紛争が生じたとき、または損害を第三者に与えたときは、甲がその処理解決に当たり、必要があるときは、乙は、甲に協力する。この場合、第三者に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担する。
- 5 本条前各項の場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。

(賠償金等の請求)

- 第 26 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金または違約金等を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その未払金額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるときまたは 100 円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てる。以下「支払遅延防止法の率により計算した額」という。）により計算した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは請求する。
- 2 本条 1 項の請求をする場合には、甲は、乙に対して、遅延日数につき支払遅延防止法の率により計算した額の延滞金を請求する。

(危険負担)

- 第 27 条 第 3 条 2 項ならびに第 18 条に基づいた引渡し前に甲および乙の責に帰することができない理由により生じた損害については、乙の負担とする。ただし、乙が善良な管理者としての相当の注意を怠らなかったと認められるときは、乙は、甲に対し協議を求めることができる。

(瑕疵担保責任)

- 第 28 条 乙は、第 3 条に基づいた引渡し後、契約の目的物に施工上の瑕疵もしくはかくれた瑕疵があったときは、相当の期間を定めてその修補、取替えまたは損害賠償の責めを負うものとする。ただし、あきらかに契約の目的物にとって深刻な瑕疵ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲乙協議をして取り決めるものとする。
- 2 本条 1 項による瑕疵担保期間は、契約書に定める。ただし、契約書に別途定めがない場合はその期間を 2 年間とする。
 - 3 本条 1 項による瑕疵の修補または損害賠償の請求は、本条 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失または毀損の日から 1 年以内でなければ、本条 1 項の権利を行使することができない。
 - 4 本条各項の規定は、第 16 条 2 項各号のいずれかによって生じた契約の目的物の瑕疵または滅失もしくは毀損については適用しない。ただし、第 16 条 3 項にあたるときはこの限りでない。

(甲の契約解除権)

第 29 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲は、工事中に重大な事情により必要によって書面をもって契約を解除することができる。これによって生じる乙の損害については甲乙が協議したうえ、甲に対し賠償を求めることができる。
- (2) 乙の責めに帰する事由により、履行期限内に契約物が納入されなかったとき、または納入される見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 甲または第三者に対し、故意または重大な過失により不法行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (5) 乙が第 30 条各号のいずれかに該当する事由がないのに契約の解除を申出たとき。

(乙の契約解除権)

第 30 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲の責に帰する事由による工事の遅延または中止期間が三カ月に達したとき。
- (2) 甲から工事および請負代金を著しく減少する申出があったとき。
- (3) 甲が第 29 条各号のいずれかに該当する事由がないのに契約の解除を申出たとき。

(排除条項)

第 31 条 甲または乙の役員等（代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または経営に実質的に関与している者が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 条。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
- (2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団、暴力団員または本条 3 項から 5 項までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 甲または乙が自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- (8) 甲または乙が自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。

- (9) 甲または乙が自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
- 2 甲または乙の一方が、本条1項の規定により本契約を解除した場合は、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。
- 3 甲または乙の一方が、本条1項各号に該当する時は催告のうえ、何らの手続きを経ることなく即時にこの契約を解除することができる。
- 4 本条前各項の場合、乙に帰する事由により、この契約が解除された場合において乙は、業務委託料の10パーセントを違約損害金として、甲の指定する期日までに、乙に支払うものとする。

(不正行為による解除)

第32条 甲は、乙(乙が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第50条第1項に規定する納付命令)または同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき。(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6または同法第198条による刑が確定したとき。
- 2 第31条第2項及び第3項、第4項の規定は、本条1項の規定による契約の解除の場合に準用する。

(損害金の予定)

- 第33条 甲は、第32条第1項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10パーセントに相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するものとする。
- 2 本条1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 本条2項の規定は、委託業務が完了した後も適用されるものとする。

(解除に伴う措置)

- 第 34 条 甲が第 29 条 2 号、3 号および 4 号にもとづいてこの契約を解除したときは、乙は、すみやかに設備の機器・材料などを取去し、甲に対し設備の機器・材料の取去によって補填できない損害の賠償を行う。
- 2 乙が第 30 条の各号にもとづいてこの契約を解除したときは、乙は、設備の機器・材料などを取去することができ、これによって補填できない損害の賠償を甲に求めることができる。
- 3 この契約を解除したときは、甲乙が協議して当事者に属する物件について、期間を定めてその引取・後片付けなどの処置を行う。
- 4 本条 3 項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくなお行われなときは、相手方は、代わってこれを行いその費用を請求することができる。

(秘密漏洩の禁止)

- 第 35 条 甲または乙は、この契約に関連して知り得た業務上または技術上の秘密を第三者に漏洩してはならない。本条は、本契約期間中および契約期間終了後、あるいは契約解除後においても、永続的に継続するものとする。
- 2 乙は、甲から提供された業務に係る資料（以下「提供資料」という。）または旧システムのデータ等の廃棄について、次に掲げるとおり、適切に処理しなければならない。
- (1) 甲の事前の承認なく、複製、複写し、または第三者に提供してはならない。
- (2) 委託業務の作業場所以外への持ち出しは甲の承認を得なければならない。
- (3) 委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還するかまたは、事前に甲の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料または旧システムに記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。
- 3 本条 2 項の規定は、再委託先における提供資料の管理について準用する。
- 4 乙は、秘密情報の漏洩またはその恐れが生じたときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する措置を講じなければならない。
- 5 乙は、乙の従事者に対して本契約書に定める事項を十分に説明し、秘密情報保持についての教育および啓発を徹底しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第 36 条 甲または乙は、この契約により相手方から取得した個人情報を適切に管理し、この契約に必要な限りにおいて個人情報を用いることができ、これについて第三者へ漏洩してはならない。本条は、本契約期間中および契約期間終了後、あるいは契約解除後においても、永続的に継続するものとする。

(紛争の解決)

第 37 条 この契約に起因する甲乙間の紛争に関し、調停を申立または訴訟を提起する必要がある場合は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

2 乙は、乙と乙の使用人等及び乙の使用人等間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(物品納入時等の自動車の使用)

第 38 条 乙は、物品納入時等に自動車を使用するときは、法令を遵守し、不必要なアイドリング行為を行うことなく、経済速度での運転に努めるものとする。

2 交通費等は、第 1 条 3 項、4 項に準ずるものとして甲乙解釈を一致するものとする。

(その他の事項)

第 39 条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については公益財団法人滋賀食肉公社財務会計規程第 34 条、その他の法令の定めるところによる。

2 その他この契約に関し、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印して、各自 1 通を保持するものとする。

平成 年 月 日

甲 発注者

乙 請負者